

福井重雅著

漢代儒敎の史的研究

——儒敎の官學化をめぐる定説の再検討——

富谷至

I

私が、福井先生の「儒敎成立史の一三の問題——五經博士の設置と董仲舒の事跡に關する疑義——」（『史學雜誌』七六一、一九六七）に接したのは、いまから三〇年ほど前、卒業論文を準備している時であつた。一讀して、まず感じたことは、既成事實を全面的に否定したその論説に對する驚きと戸惑いであり、そして福井説を感覺的に否定する反應だつたこと、告白せねばならない。いまから思えば、それは當時私が受けてきた授業が、中文・中哲に傾斜し、そこでは狩野直喜『兩漢學術考』にみえる傳統的儒學官學化についての見解が當たり前のごとく説明されていたからに違いない。これは、福井先生が苛立ちをもつて指摘される中國哲學史研究者がもつ固陋なる保守主義に、私自身も浸かつていたからなのだろう。

本書四五頁に、拙稿三編が取り上げられている。そのなかでの

「儒敎の國教化」と「儒學の官學化」（『東洋史研究』三七—四、一九七九）、實はこの論文は福井論文に刺激されてものした私の卒業論文に他ならない。これは、有り難くもその後、漢代儒敎をテーマとしたいくつかの論考で引用して頂き、ご批判賜ることになるのだが、學生のレポート以上のものではない拙論は、言うまでもなく考證は甘く、立論も淺薄である。「學としての儒學と敎理としての儒敎」「宗教と經學の區別」という分別は單純かつ形式的な區分であり、「定義化にともなう危險性が附帶する」（本書四八頁）と指摘されるのも、もつともであらう。拙論の脇の甘さに忸怩たる感を覺える。

私は漢代儒敎にかんして、この拙作に相前後して「西漢後半期の政治と春秋學」（『東洋史研究』三六—四、一九七八）、「白虎觀會議前夜」（『史林』六三—六、一九八〇）を發表したのだが、三作とも大學院時代のものであり、どれもこれもいまから思えば稚拙なものである。それ以後、私の研究對象が學術・思想史から離れていったこともあつて、漢代儒敎にかんして専門論文で論究しなくなった。

今日に至るまで、漢代儒敎に關しては、福井先生が本書第一章の學說・研究略史において丁寧で紹介されているごとく、史學、哲學の研究者がいろいろな角度から論究され、その中で拙論も取り上げられて批判されてきた。しかし、それに對して私は、公の場では何も言っていない。否、稚拙な内容の拙論であり、かつその方面の研究から遠ざかっていることより、沈黙せざるを得なく、ただただ、研究の深化を見守るだけだったのである。

この度、初めて氣がついたのであるが、福井先生が「儒敎成立

史の二三の問題」を發表されたのは、先生の三〇代前半のことである。その後今日にいたる四〇年間、先生は一貫してこの漢代儒教の研究を續け、考證は一層周到かつ精緻になっていった。その成果としての本書に對して、もはや、私には何ら論評する資格はないのだが、ただ、四〇年の歳月を経て、福井先生は早稻田大學の定年を迎えられようとし、私もあれから三〇年たった今、研究者としての最終コーナーに入った。その間には、福井先生といろいろなところで親しくさせて頂いたが、儒教官學化の問題に關しては、私から話題にしたことはなく、先生もそのことに關して何も言われなかった。互いに論議したことは、一度も無かつたのである。ただ、いつか何らかの折に、三〇年前の福井論文との邂逅があればこそ、今日の私があることに感謝の意を表したいと願っていた。このたび四〇年にわたって研究されてきた先生の儒教官學化の集大成が上梓されるにいたり、私はこれを機會と思ひ、ここに筆をとった次第である。ただ、殘念なことに以下の拙文は、長年の沈黙を破つて、というほど大した内容ではない。もはや、私にはこの問題につき、四つに組んで議論する力はなく、先生には失禮であるが、單なる感想以上のものではない。

II

本書『漢代儒教の史的研究』は四つの編から成り立っている。三章立ての緒言、これは、儒教官學化をめぐるの學說整理であり、研究史を第一期（一九四〇年～一九六〇年）「論争の開幕期」、第二期（一九七〇年～一九八〇年）「論争の擴大期」、第三期（一九九〇年以降）「論争の調整期」の三つの時期に區分して、

儒教官學化に關する研究史および論争史を概観する。簡にして要を得た學說整理であるが、私はむしろ第一期「傳統的解释の時代」、第一期「通説の否定とその衝擊」、第三期「論點の調整と補説」の三期に分けたい。言うまでもなく第二期は、一九六七年の福井論文「儒教成立史の二三の問題」が將來した劃期であり、漢武帝期の董仲舒の提言による儒教の官學化という通説を全面否定した福井説が無ければ、後の第三期はもとより存在せず、漢代儒教史は、何の疑問もなく第一期の段階で安眠をむさぼつていたこと間違いない。

この序章第一編において、もどかしさを伴う憤りの表現でもって著者が隨所で指摘していることは、中國古代史と中國思想史の間の問題意識の差というか、研究方法の違い、さらには研究態度の差である。つまり歴史學研究がこれほどまでに侃々諤々の議論をしているのにもかかわらず、中國哲學史の世界では、先行研究に對して鈍感ともいふべき無頓着さで接してきた。それが意識的な無視なのか、學說に對する無知ゆえなのか今ひとつ解らないが、私も著者と同じ感想を持つ。歴史學の研究者がよせる中國哲學史の研究ほどに、中國哲學分野の専門家は歴史學に關心が薄いのは何故だろう。やはり、中國哲學の研究者は、「其の鬼に非ずして之を祭るは、諂い也」とし、「述べて作らず、信じて古を好む」忠實な儒教の徒だからだろうか。

緒言の章は、單なる學說整理で終わるのではない。緒言・終章において、問題點を指摘した上で、著者は極めて重要な私見を提起する。これは儒教の官學化に關しての福井先生の結論に他ならない。

私見として提起したい一案は、この二二〇年間（武帝即位から後漢章帝にいたる…富谷補）の中に特定の時期を假設し、それ以前を儒教が皇帝や國家によつて公私ともに承認されなかった時代と見なし、それ以降を儒學が他の思想と隔絶して、皇帝以下、吏民の多數に容認されるにいたつた時代と見なすことである。つまり漢代における儒教の發展の歴史の中に、ある一つの境界線や分岐點を假定する。そしてその二分線より以前が、儒教の官學化の未確定の時代と見なし、それより以後が、儒教の優位化の確定時代と見なすことである。それでは儒教國家の成立は、一體、いつの時代に比定することが妥當であろうか。結論をさきにいえば、その一線は宣帝と元帝との間の時期に相當すると考えられる。

（本書一〇五から一〇六頁）

長文の引用になったが、この部分極めて重要な箇所であり、また拙評の最後でこれに言及することにしよう。

III

「儒教は、漢武帝のとき、董仲舒の對策でもつて、五經博士が設置されることで、儒家の思想のみが用いられた。これが儒教の官學化である」

これが、これまでの儒教官學化の通説である。本書第一編から第二編は、この通説を再検討するが、それは「五經」「博士」「五經博士」「董仲舒」「對策」「董仲舒對策」ということがらを實に丁寧に檢證していくのである。

第一編第一章は、そのうちの「五經」という用語が果たして、

漢武帝の時期に一般的な用語として存在していたのかにかんする考察である。その結論は、「五經」という語は後漢時代、具體的には明帝・章帝期（それは『漢書』が編纂された時期）になって登場する語彙であり、前漢武帝期には無かった、したがって「五經博士」という職名はなく「置五經博士」という『漢書』の記事も事實ではないという。

これは、言われてみれば確かにそうである。「五經博士」といった職名は、『漢書』百官公卿表にもなく、またそれが官職名であることを示す證據は檢證できない。武帝建元五年（前一三六）に「五經博士が置かれた」という『漢書』の記事は、確かに再檢討されねばならない。

さらに「博士制度」に關しても著者は、前漢時代の博士を丁寧に檢證していき、實際に五經に博士が充當され、博士官としての機能が整うのは後漢の光武年間を待たねばならなかったと結論づけるのである。

第二編「董仲舒の研究」は、武帝時代における董仲舒の實像、つまり彼の存在および思想がどれほどの重みで朝廷、社會に受け入れられていたのか（第一章 董仲舒の實像と虚像）およびそれを踏まえて彼の提出した對策が武帝に如何ほどの影響力を與えたのか、さらに彼が提出した所謂董仲舒對策の史料批判をめぐつての考證（第二章 董仲舒對策の諸問題）である。

董仲舒は決して中央政府において、影響力のある地位と力を持っていたわけではなく、「不本意な履歷を歩まざるを得なかった官僚」（二九〇頁）であつた。それからしても、彼の提出した對策が武帝の政策に大きな影響を與えたとは考えられない。『史記』

董仲舒傳は董仲舒對策の記述はなく、また董仲舒の業績を述べるに冷淡であるのは、『史記』がある意味で眞實を傳えているからに他ならず、『漢書』董仲舒傳に虚飾があるからだと著者はまず考證を加える。そして第二章三〇九頁から三八六頁にかけて、儒教官學化政策を決定づけた董仲舒對策の本格的検討に移っていくのである。

『漢書』董仲舒傳の董仲舒對策に關しては、三つに分かれる對策文の關係、對策文に見える個別の事柄、さらには詔策と對策の公文書學考察などの面から、これまで様々な見解が提示されてきた。董仲舒對策文に見える内容がとりもなおさず儒教の官學化に繋がるからに他ならない。

個別の問題、たとえば第二對策に見える康居という西アジア國家のこと、それが漢に歸順したと對策文に見える。しかし、それが事實と異なることから、對策文の史料批判がなされ、この國名はもと本文にあったのではなく、後世に挿入されたものとみるか、それとも事實を誇飾したレトリックに過ぎないと見るのか。また、對策は三策に分かれるが、『漢書』にみえるその順序は、倒置して配置されているという説や、また後人の偽作であるとか、様々な説が出されてきた。著者はそれぞれの説を無視することなく、丁寧に反論を加え、そのすべてを退ける。實は、誇張説、倒置説とともに嘗て拙論で提示した説であり、今も若干の愛着がないわけではない。とくに、誇張に關して福井先生は、「檄文」である以上、その文書の性格から、そこに多分に相手に對する威嚇的な文言が含まれることも皆無ではなからう。しかしかに誇大な宣傳であるとはいへ、實際にあり得ない事實無根の事態を「喻

告」してまで、自國の強盛を對外的に誇示しようとしたと考えるのも不自然である」(三一九頁)とされる。「檄文」であるからこそ、そこに誇張が加えられ、「喻告」する必要から事實から逸脱するという理解は、不自然ではないのでは？」と反論したい氣になるが、實はこれは本書の行論の前にして、あまり意味のないことであらう。なぜなら著者は五經博士の設置のみならず、『漢書』の董仲舒對策全體を否定し、「そもそもその撰述の當初から、當該の『漢書』董仲舒傳の對策自體が、疑問視すべき問題を内包していると見なす方が、はるかに合理的な視點や理解の方法をあたえる」という立場にたつからである。そしてそこから出された結論とは、こうである。董仲舒對策文は、董仲舒が生存中にも書いた文章をもとに、死後、門弟や繼承者が編纂した「董仲舒書」に收録された資料を、班固が『漢書』董仲舒傳に採録した。つまり、董仲舒自身の手にはならない故、對策文としての書式、内容さらには對策が行なわれた年代などの面で不可解な、かつ歴史事實との齟齬が出来るのだ。

IV

董仲舒傳がかく、後人が創作した董仲舒の誇張された編纂物を基礎にしていると指摘することは、あくまで本書がもつ課題の一部でしかない。そこから問題は、では何故、班固がそれを無條件で採用したのかということを考えねばならず、ことからは、ここに董仲舒、儒教の官學化ということから、『漢書』の批判的研究に入る。本書『漢代儒教の史的研究』は、「漢代史の基本的研究」へと廣がっていくのである。その結果「班固は後漢王朝に迎合

し、その「御用學者」として、前漢の歴史を勝手に「改作」することが許容され（四七六頁）、『漢書』は不公平で非客観的な視点から、一面では個性的、他面では恣意的に執筆された「欽定」の歴史書である（四七七頁）といった衝撃的結論が導き出されてくる。董仲舒、五經博士そして儒教官學化は、つまるところこういう班固と『漢書』がものした捏造でしかないということに他ならない。

本書第三篇「班固『漢書』の研究」を読み終わり、私はこれにどう對應したらいいのか、實はいまもって戸惑いと、混乱の中にいる。第三篇の『漢書』の批判的研究は、『左傳』、漢堯後説、圖讖といった事柄をとりあげて行なわれたものであるが、ことがらはその他の漢代の政治・經濟・制度の記述も、『漢書』の偏向性を考慮に入れねばならないのだろうか。實は、かく言う私も、近作において『漢書』刑法志をめぐってこう述べた。

——『漢書』刑法志を編纂した班固の意圖は、法律制度の實態と現實を正確に記そうとしたことにあったのかといえは、そうではない。……制度史の史料として接した場合に感ずる隔靴搔痒の感、不十分さ、刑法志の文章の流れの曲折も、刑法志が、制度の「志」ではなく、政治思想の「志」とみることゝ納得できる。

（『譯注 中國歷代刑法志』解説 一一〇〇五 創文社、一二六〇頁）
ただ、『漢書』の恣意性がどこまで廣がるのか、『漢書』全般の信頼性にかんして私には短兵急に意見を出せない。福井先生が投げかけられた問題があまりに根幹にかかり、これまで『漢書』を信頼すべき史料として展開されてきた漢代史研究の方法そのものに鋭い問いを投げかけるからである。

V

儒教の官學化にたちかえり、ここで問題を整理してみよう。いったい、「儒教の官學化」は、どう定義すればよいのだろうか。考えられるものは、次の三點であろう。

- (1) 儒教が國家の思想・學問として認められる。
- (2) 儒教が社會において、唯一絶対の位置を確立すること。
- (3) 國家が儒學しか認めず、他の思想・宗教を排斥・彈壓した。ここで(3)に關して言えば、秦始皇帝がおこなった焚書、臣請史官非秦記皆燒之、非博士官所藏、天下敢有藏詩書百家語者、悉詣守尉雜燒之、有敢偶語詩書者棄市。

右の命令が適用されるような狀況を言うわけだが、漢代においてかかる彈壓はなかった。董仲舒對策に見える「臣愚以爲諸不在六藝之科、孔子之術、皆絕其道、勿使並進」といい、それが「儒家一尊」とされるが、これは決して儒家以外の學を排斥したり彈壓したりすることを意味していない。したがって、(3)は考慮の外になる。

次に(1)であるが、「儒教が認められる」という定義は、いささか曖昧とせねばならない。「官學」「國教」などという概念は、後の歴史家が使った用語であり、それは「國家が國の政策の一環として位置づけ、保護する」という意味をもつのであるが、その場合、國家が公認したものであっても、そこからどういった具體的な政策が行なわれたのかをはっきりとさせ、またそれが現實に實施されたのかということが問われなければならない。つまり、

- (1)は、王朝が儒教をめぐってどの様な政策をとったのかというこ

とであり、その検証は、國家の儒教政策を制度史のうえで行なうことに他ならない。

それに對して(2)は、視座を異にしたものである。儒教が他の思想を壓倒して社會に受容され、社會の制度・政治・習慣さらには價值觀において大きな影響を與える、そういった社會現象になるつまり「國家と制度についての考察」の(1)にたいして、(2)は「國家と社會についての考察」と言ってもよからう(國教、官學という以上、國家との關係でとらえるべきであらうから、「制度史的考察」「社會史的考察」よりも「國家と社會」という表現を使つた)。なお、ここで留意しておかねばならないのは、儒教の内容と性格であるが、(1)において志向された、もしくは(1)の段階でもつていた儒教は、(2)の段階ではすでにその性格、内容が變化していくという可能性を考慮に入れて置かねばならないだろう。

ところで、福井先生の立場はどうなのか。今一度、一〇五頁の一〇六頁の解説を取り上げよう。

(A) 儒教が皇帝や國家によつて公私ともに承認されなかった時代

(B) 儒學が他の思想と隔絶して、皇帝以下、吏民の多數に容認されるにいたつた時代

先生はまず右のように、時代(A)と時代(B)を想定し、(A)から(B)への分岐點をもとめ、それを「儒教の國教化の成立」とされるのである。

この考えに對して、私なりの質問を以下に提示させていただく。
質問(1) ここでいう「儒教」は、その内容・性格は同じという前提に立たれているのでしょうか？ かりに同じとしても、

思想自身はその性格が時と共に變化する以上、何を承認するかを明らかにすることは、誠に難しい。結局は承認するのは、「儒教」の内容ではなく、儒教という外枠でしかないのではないのでしょうか。つまり、それは法家主義の色彩が強くとともに、認められるべき儒教に入るのではないかということです。

質問(2)

「承認しない」ということの意味はどういうことであり、また「容認される」とは何によつて検証するのでしょうか？ また「公が承認もしくは容認する(しない)」と「私が承認もしくは容認する(しない)」のは同時に發生する事態なのでしょうか？

質問(3)

(A)では、「承認されない」とありますが。その次の段階が「承認する」なのでしょうが、「承認する」段階は、つまり(B)の「儒學が他の思想と隔絶して、皇帝以下、吏民の多數に容認される」ということと同時の事柄なのでしょう。また「皇帝が容認する」のと「吏民が容認する」のは、形式、時期は同じと考えられるのでしょうか。

福井先生が解説で言われる「公私とも」「皇帝をはじめ……」は、「社會全體が」「大方が」「體勢が」といった意味なのかも知れず、使われている言葉尻を云々すべきではなからう。しかし、私がそれにこだわるのは、皇帝、もしくは公(國家)が承認するということは、「國家と制度」に關わることであり、「吏民が容認する」「私が承認する」は「國家と社會」の問題である。つまり私がさきに儒教官學化の定義で述べた(1)と(2)にこれはかわり、

福井先生の(A)と(B)は、(1)と(2)の二つの方向を同時に含んでいると思えるからである。

VI

「國家と制度」という視點に立てば、なんといつても注目せねばならないのは、『史記』儒林傳と『漢書』公孫弘傳に見える博士弟子員、試験による官吏任用(射策科)の提案と、武帝の認可である。これは武帝元朔五年(前一二四)に行なわれた任用規定(功令)の一條に加える立法措置である。この段階での儒教の性格がなんであれ、博士官で弟子員に經學を學ばせ、そこから官吏に任用するという法規が制定されたことは、制度上の劃期であること、否定できない。「儒教は漢武帝元朔元年の詔でもって官吏が學ぶべき學問として立法化された」のである。私は、立法ということの重みは、無視できないと思う。

ここで、問題が二つ生じる。一つは、五經博士の設置である。五經博士は『漢書』には建元五年(前一二六)とあり、それは立法化に先立つ。これをどう考えるのかということである。「五經博士」という名稱が武帝期に存在していたかどうか、確かに疑問である。ただ、すでに存在していた博士官(これは、拙評であげた秦始皇帝の焚書の詔にもみえる)は、儒教専門の博士官となり、新たな目的をもつて學生が配置された、このことは元朔五年の條文に記されている。となれば元朔五年の博士官設置と建元五年の博士官設置は、建元五年の博士官設置それ自體が虚偽事實なのか、それとも建元五年という紀年の錯誤であり、本來元朔五年に屬するものが、いまだ年號制度がなかった時期の混亂なのだろうか。

もとより福井先生は前者、つまり全面否定の立場であること、承知しているが。

今ひとつの問題は、元朔五年の立法と董仲舒もしくは董仲舒對策の關係である。

元朔五年の功令の立法は、武帝の制詔を受けて公孫弘が答申し、それを認可(制曰可)する立法形式をもち、これは當時の法形式詔書がそのまま法令となることといささかも齟齬をきたさない。そこには董仲舒對策が入る餘地はないのだが、ただ最初の武帝の諮問はその前段階に董仲舒の對策文の影は全くないのかということである。つまり、董仲舒の對策が契機となって武帝の詔が出されたという可能性はゼロかということである。これは、董仲舒對策はすべて虚構か、それとも董仲舒書に採録された董仲舒對策は、實際の對策文を一部含んでおり、その部分は確かに對策として提出されたと考ええるのかに關わろう。

「博士官設置が法令化され儒教は制度の上では國家の認める學となつた、それは漢武帝の元朔五年の詔による立法化であるが、そこには董仲舒對策の教唆があつた」とした場合、假託・虚偽と見るかどうかは、「董仲舒對策を教唆」の部分であろう。董仲舒對策は一顧だにされず無視されたとするのか、これは董仲舒對策の影響をどの範圍でとらえるのかと言うことに盡きる。

以上は、「國家と制度」からの考察だが、これと「國家と社會」の考察は別である。元朔五年に法令が發布されても「(2) 儒教が社會において、唯一絶對の位置を確立すること」にならないことは、いうまでもない。制度の發布と定着は同時ではなく、そこにはある程度の時間と社會の變化が伴うことは、當たり前である。

したがって、武帝期に「儒教が社會において、唯一絶対の位置を確立した」と見なすのは、非現實的であり、私は従うことはできない。その意味で、元・成帝の時期に儒教が社會に浸透し、他の思想・學術を凌駕した絶対の立場を得るということは、成程一つの見解である。ただ、このことについては、本書ではその見通しを述べるだけで、福井先生はそれ以上に考察をすめられてはいないし、そもそも本書の目的はそこにあるのではない。「あとがき」において、「本書は、五經博士の設置と董仲舒の業績をめぐる定説に對して、根本的に疑義を提起し」それに解答を與えた「中間報告」とされている。制度としてではなく、政治・思想・社會の上での儒教官學化に關する考察は、本書に續く後編で論ずることを言明されているのである。

ただ、福井先生がこの問題を本書の延長線上で進められるには、客觀的に見て厳しい道のりが待っているように思える。というのは、儒教官學化の成立が想定される前漢後半期は、『史記』以後の時代であり、使える史料は『漢書』が中心とならざるを得ない。しかるに、『漢書』の恣意性、とくに儒教に關する班固の偏向を強調する福井學説にあつて、前漢後半期の儒教にかんする考證はどのように行なえばよいのだろうか。ただ、私は信じている。福井先生ならば、この片肺飛行のなかで、必ずや有効な方法を提示し、儒教官學化に關する最終報告を近いうちに出版されるであらうと。

A五判 六十五三〇十一七頁 一二〇〇圓

二〇〇五年三月 東京 汲古書院